

## 介護サービス事業者の業務管理体制整備について

### (1) 業務管理体制で必要な届出事項

事業所の数	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況の監査を定期的実施
1以上 20未満	○	—	—
20以上 100未満	○	○	—
100以上	○	○	○

#### ※事業所等の数の数え方について

- ・介護予防サービス、介護予防支援事業所の指定も1ヶ所として数えます。
- ・みなし事業所（病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされる事業所）は除きます。

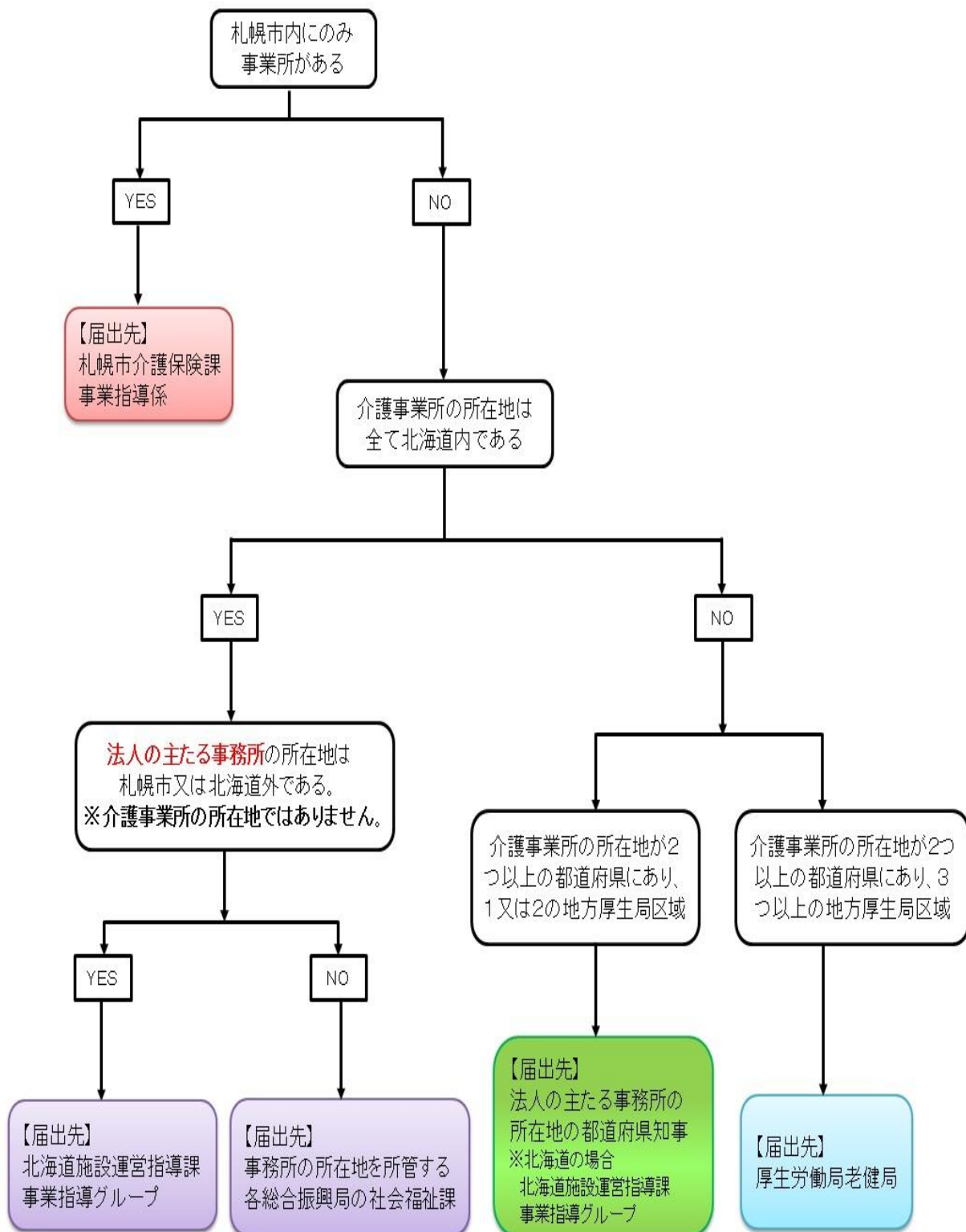
#### 【届出書掲載先】

札幌市公式HPトップ中央の早引きインデックス「高齢の方」>介護事業者のみなさまへ  
>各種届出「業務管理体制」 (<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/gyoumuknarikaisei.html>)

### (2) 業務管理体制の届出先

区 分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村にのみ所在する事業者	市町村長
⑤ ①から④以外の事業者	都道府県知事

### (3) 業務管理体制の届出先フローチャート



#### (4) 業務管理体制の一般検査

平成 28 年度は、札幌市内の 299 法人に対して、業務管理体制に係る一般検査を実施しました。その結果、改善を要する事業者はありませんでした。

引き続き、札幌市が管轄となっている全法人が約 6 年に 1 回のペースで一般検査を受けていただくことを予定しておりますので、ご協力の程、宜しくお願いします。

#### (5) 一般検査における好事例の紹介

##### 1. 法令順守規程の整備を自主的に実施

法令順守規程の整備義務は、事業所数が 20 以上ある事業者に対して課せられておりますが、事業所数 20 未満の事業者が自主的に法令順守規程を作成しているケースがいくつか確認されました。法的義務が無い場合においても、規定の整備、外部機関からの監査等のチェックを実施することで、法人職員のコンプライアンス意識をより高めることができます。

##### 2. コンプライアンス自己チェックシートを活用

法人職員全員に対して、定期的にコンプライアンスチェックシートによる自己診断を実施させている事業者もありました。介護保険法のみならず、個人情報、財務、会計、契約に係る法律についても意識させることにより、社会的信頼を得られる会社にするように努めていました。

##### 3. 「コンプライアンスに係る誓い」を事業内に貼り出して、毎朝礼時に全員で唱和

法人職員全員に対して、法令順守に関して守るべき項目を毎日意識させることにより、コンプライアンス意識を根付かせる取り組みとなっていました。

#### ～最後に～

業務管理体制整備の義務付けは、法令順守の義務の履行を制度的に確保し、指定取消につながるような不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ることを目的としています。

利用者と同じように、法人職員またはその家族を守るためにも、法人の法令順守等の業務管理体制の整備について、今一度ご確認をよろしく申し上げます。

## 札幌市における介護人材定着・確保の取り組みについて

### ① 雇用管理責任者研修

職員の離職防止・定着を図るためには、各事業所において、勤務条件や労働環境の改善、福利厚生施策の充実などを進め「働きやすい職場づくり」を目指すことが重要です。

このため、管理者等に雇用管理に必要な基礎知識を身に付けていただき、「働きやすい職場づくり」を進めてもらうため、平成 27 年度から介護労働安定センター北海道支部に委託して、「雇用管理責任者研修」を実施しています。

#### ○参加対象者

- ・平成 27 年 4 月以降新たに介護事業所の管理者になる（なった）方（変更含む）【受講必須】
- ・平成 27 年 4 月以降新たに法人の雇用管理責任者になる（なった）方（変更含む）【受講任意】

#### ○会場・時間

札幌市産業振興センター（札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1-1）  
14 時 00 分～16 時 00 分（受付開始 13 時 30 分）

#### ○申込方法

参加申込書を札幌市ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、申込期間中に介護労働安定センター北海道支部あて FAX で申し込んでください（費用無料）。

- ・HP アドレス：<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/koyoukannri.html>

受講月	日程	申込期間
平成 29 年 1 月	1 月 26 日（木）	12 月 16 日（金）～1 月 13 日（金）
平成 29 年 2 月	2 月 24 日（金）	1 月 14 日（土）～2 月 15 日（水）
平成 29 年 3 月	3 月 24 日（金）	2 月 16 日（木）～3 月 15 日（水）

### ② 介護職員人材定着化研修

各事業所に従事する介護職員等の離職を防ぎ、人材の定着化を目的に、平成 25 年度から札幌市社会福祉協議会に委託して、労働環境づくりに役立つ研修を行っています。

平成 28 年度は延べ 21 回の各種研修を実施する予定です。

#### ○申込方法

札幌市社会福祉協議会より、各事業所あてに研修案内・申込書を郵送している。

#### ○研修内容例

メンタルヘルス対策、腰痛予防、認知症知識、法律知識、クレーム対応、接遇向上、介護ロボット導入研修、事業所交流ワークショップ等。

### ③ キャリアパス制度導入支援事業

介護保険サービス事業所を対象として、キャリアパス制度の導入・改善等を支援することで事業所職員の処遇改善を図っていくための「キャリアパス制度導入支援事業」を、平成 27 年度から介護労働安定センター北海道支部に委託して実施しています。

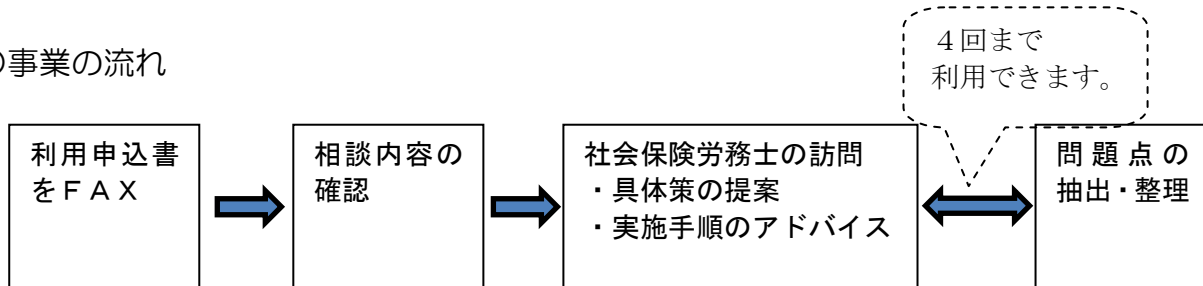
本事業では、キャリアパス制度の導入・改善等を支援するために、介護保険制度に精通している社会保険労務士が各事業所に無料で訪問し、個別相談に応じます。

「介護職員処遇改善加算」を取得していない、または更に高い単位の同加算を希望している事業

所におかれましては、介護職員の給与改善を図る貴重な機会になると思われまますので、ぜひ積極的にお申し込みください。

また、処遇改善加算以外のキャリアパスに関する相談でも利用できますので、すでに処遇改善加算を取得している事業所につきましても、本事業を積極的にご活用ください。

#### ○事業の流れ



○対象：札幌市の指定介護保険事業所

#### ○申込方法

参加申込書を札幌市ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、介護労働安定センター北海道支部あてFAXで申し込んでください（費用無料）。

※相談件数が年間上限数に達し次第、受付終了しますので、お早めに申込みください。

・HP アドレス：<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/careerpath.html>

#### ④ 介護人材確保促進事業

介護サービス事業者が、求める人材を適切に確保することができるよう、自らの事業所の魅力をうまく伝え、求職者の心をつかむ手法の習得を支援するセミナー等を開催し、更に実践の機会として合同就職相談説明会などを開催することで、介護人材の確保につなげることを目指すもので、平成27年度から実施しています。

（※平成28年度のセミナー等の開催は、既に終了しております。）

上記に記載したものは、平成28年度の事業内容です。  
平成29年度については、内容が変更となる場合がありますので、改めて札幌市ホームページ等でご確認くださいませよう願いたします。